

## 指定活用団体の機能の検討に向けて

※本資料は第1回、第2回審議会における意見を事務局において整理したもの

平成 29 年 6 月 27 日

### 1. 指定活用団体の使命・役割の明確化【参考1、参考2】

指定活用団体が負うべき使命・役割を法第16条にある基本理念を踏まえた上で明確化する。

例)

- 従来の行政の手法では対応が困難な社会的課題の解決の推進
- 民間公益活動が自律的に発展するための人材育成をはじめとしたインフラ整備の推進
- 我が国の社会的投資市場の育成・拡充

### 2. 指定活用団体の使命・役割を達成するために必要な機能の明確化

1. を踏まえ、指定活用団体に求められる具体的な機能を明らかにする。

例)

- 経営支援・伴走支援等の非資金的支援、人材育成
- 研究・情報提供機能
- 現場のニーズや提案の吸い上げ、成果を広めるためのプロモーション機能
- イノベーション創出、革新的手法の開発、リスクテイク
- 資金提供の成果評価及び休眠預金活用システム全体の評価

### 3. 指定活用団体の組織運営体制の在り方【参考3】

休眠預金活用推進議員連盟では下記のようなイメージを提示。

例)

- 評議員：様々なセクターからオールジャパンで参加
- 法律に規定されていないが設置することが望ましいもの：コンプライアンス委員会、事業審査・評価委員会

### 4. 今後の進め方【参考4、参考5】

指定活用団体の設立等に関し高い関心を有する民間の団体に対して、指定活用団体に期待される機能を伝えるとともに、その機能を実現するために行う業務内容、実施体制等を聞き取りするためにサウンディング調査を実施し、指定基準について審議会で議論する際の参考としてはどうか。

指定活用団体に求められる機能について、今回の議論をキックオフとして、民間団体等の意見も聞きながら、秋以降の審議会において、更に検討を行う。

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（抄）

（基本方針）

第 18 条 内閣総理大臣は、第 16 条の休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本理念にのっとり、休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 休眠預金等交付金に係る資金の活用の意義及び目標に関する事項
- 二 休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本的な事項
- 三 第一号の目標を達成するために必要な民間公益活動促進業務に関する事項
- 四 第 20 条第 1 項の規定による指定の基準及び手続に関する事項
- 五
- ～ （略）
- 七

3 内閣総理大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、休眠預金等活用審議会の意見を聴かなければならない。

（業務）

第 21 条 指定活用団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 資金分配団体に対し、助成等の実施に必要な資金について助成又は貸付けを行うこと。
  - 二 民間公益活動を行う団体に対し、民間公益活動の実施に必要な資金の貸付けを行うこと。
  - 三 休眠預金等交付金の受入れを行うこと。
  - 四 民間公益活動の促進に関する調査及び研究を行うこと。
  - 五 民間公益活動の促進に資するための啓発活動及び広報活動を行うこと。
  - 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務
- 2 指定活用団体は、前項第 2 号の業務を行うときは、金融機関その他の団体に対し、その一部を委託することができる。

## 英国の Big Society Capital の場合

休眠預金活用法のモデルとなった英国の Big Society Capital は、労働党政権時代の 2008 年に「2008 年銀行及び住宅貯蓄貸付組合休眠口座法 (the Dormant bank and Building Society Accounts Act 2008)」が成立し、その後、保守党・自由民主党連立政権が発足した後の 2012 年 4 月に設立され、業務を開始した、世界最初の社会的投資卸売銀行 (Social Investment Wholesale Bank) である。

Big Society Capital が掲げる①ビジョン、②使命、③役割、④業務は、以下の通りである。

### 1. ビジョン

- ➔ 英国に、強くて、多様化した、より資本化されて、持続可能な社会的投資市場を生み出すこと。(A strong, diverse, well-capitalised and sustainable social investment market in the UK)

### 2. 使命

- ➔ 英国における社会的投資市場を発展・促進させること

### 3. 役割

- (1) 社会的投資への認識と信頼性を高めるために、「社会的投資市場のチャンピオン」として行動すること。
- (2) 社会的投資中間支援機関 (SIFI) に資本を提供する「社会的投資卸売業者」

### 4. 業務

- (1) 業務の 4 原則
  - ➔ ①独立性、②透明性、③自己充足、④卸売業
- (2) 具体的な業務
  - ①情報のシェアとネットワーク Information sharing and networking
  - ②研究 Research
  - ③基盤強化 Capacity Building
  - ④ベスト・プラクティスの促進 Promoting best practice
  - ⑤市場の発展 Market development

【参考資料】内閣府休眠預金等関連HPに、下記の関係資料を掲載。

[http://www5.cao.go.jp/kyumin\\_yokin/index.html](http://www5.cao.go.jp/kyumin_yokin/index.html)

- ①ビッグ・ソサエティ・キャピタル世界最初の社会的投資卸売銀行 (仮訳)
- ②2008 年銀行及び住宅貯蓄貸付組合休眠口座法関連資料
- ③英国における休眠口座資金活用スキームについて
- ④これまでに公表されたビッグ・ソサエティ・キャピタルに関する各種レポート

## 指定活用団体の体制（※立法時におけるイメージ）

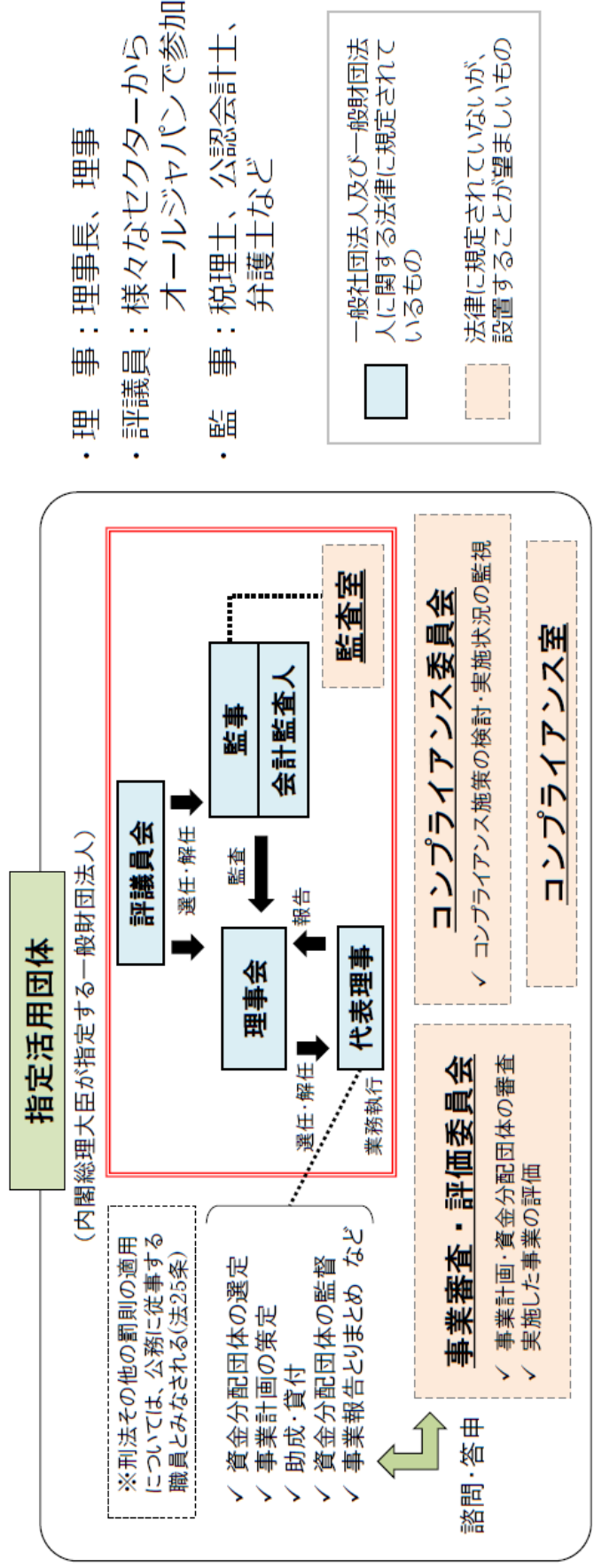
### ＜指定活用団体が必要な理由＞

- ・ 特定の目的を有して活動している既存の団体では困難な、中立的な立場を守る必要がある。
- ・ 行政では対応困難な社会的課題の解決に資する多種多様な事業を支援対象とし、また多額の金額を取り扱うとともに、貸付けに伴う債権管理業務等も必要となるため、相応の体制整備が不可欠である。
- ・ 急激な少子・高齢化が進む課題先進国として、社会的課題の解決のために、各分野の叡智を結集した組織とすべきである。

### ＜資金分配団体が必要な理由＞

- ・ これまで行政が対応できなかつたよたよたな社会的課題の解決に資する事業を行う団体は地域ごとに様々であり、全国の状況を一つの組織だけで的確に把握し、資金を分配することは困難である。
- ・ 地域の実情に詳しい中間支援団体を選定し、各地の現場団体の事業実施をサポートすることが必要である。

### 【指定活用団体の事務局体制のイメージ】（休眠預金活用推進議員連盟HPより作成）



- ・ 理事：理事長、理事
- ・ 評議員：様々なセクターからオールジャパンで参加
- ・ 監事：税理士、公認会計士、弁護士など

(説明資料集より抜粋)

(参考3)

## 休眠預金等活用における「指定活用団体」候補者に対する サウンディング調査（事前対話）について（案）

### ●サウンディング調査とは

行政側が事業の検討の早い段階で関心を有する民間事業者と対話を行い、行政側の考えや狙いを伝えるとともに民間のアイデアを把握し、  
・ 民間のアイデアを生かした企画案の作成や適切な条件の設定  
・ 民間側も行政の狙い等を踏まえた、より優れた事業提案  
に資する官民連携を進める対話の手法

※ 平成 22 年横浜市が公有地の有効活用を図るために開発した手法。

### ●指定活用団体の指定におけるサウンディング調査の活用

指定活用団体は、巨額の資金を扱う一般財団法人であり、こうした団体を指定することは前例のない試みである。

このため、指定活用団体の指定基準の策定に当たっては、民間のアイデアも取り込んだ適切な指定基準を設定するとともに、団体側も法律等の主旨や内容等をしっかりと把握することが不可欠であり、サウンディング調査を活用することが有益。

### ●実施スケジュール案

今夏に指定活用団体候補者に企画書の提出を求めた後、今秋、指定活用団体候補者との対話を実施し、その結果を審議会における指定基準についての議論の参考とするため、審議会に報告する。

注)

- ・ 対話への参加については、指定活用団体を希望する意向を有している団体及び団体の設立を検討している者に限る。
- ・ 対話への参加実績は指定活用団体の指定において優位性を与えるものではない。
- ・ 参加者のアイデアやノウハウを保護するために対話は、個別に 1 対 1 で行い、対話結果の概要は公表するが、参加者名や参加者のノウハウに係る部分については公表しない。

